

第57事業年度

# 事業計画書

令和2.4.1～令和3.3.31

## 目次

第1	基本方針	57
第2	主な施策	58
第3	事業計画	60
1	加入計画	60
2	収入支出の概算	61

## 第1 基本方針

我が国の漁業は、漁業就業者の減少に加え、頻発する自然災害、気候変動などによるさんま・さけ・するめいか等の主要資源の減少、不安定な燃油・飼料価格、外国漁船の違法操業など、依然として数多くの課題に直面している。

漁協系統においては、「浜の活力再生プラン」による漁業所得向上に取り組むとともに、「漁船・漁具等のリース事業」など浜の構造改革に不可欠な施策を実現するなど、厳しい中にも前向きな動きもみられるが、今年に入り新型コロナウイルス感染拡大による水産物の急激な需要の減少と魚価の下落により、漁業経営はもちろん、漁協・漁村は存続の危機にさらされている。

このようななか、国は、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立」を目指し、一昨年12月に漁業法改正を行い、新たな資源管理システムの導入、養殖業における成長産業化を実現するための「総合戦略」の策定など、水産政策の改革をスタートさせる。

今後は、これらの改革を推進する上での下支えの役割を更に果たすために、「漁業収入安定対策の機能強化及び法制化」が水産庁において検討が進められることになるが、昨年末より、その動きが懸念される漁業収入安定対策事業の先行見直し問題を含め、漁協系統・漁業者団体との緊密な連携と共済組合との協議を通じて、漁業者の意見が十分反映された制度となるように努力を傾注していくこととする。

近年、自然災害や著しい不漁など漁業経営を脅かす事象が頻発しており、漁業経営のセーフティネットとしての「ぎよさい」と「積立ぷらす」の果たす重要な役割が改めて評価され、特に新型コロナウイルス感染拡大に伴う漁業収入の減少を目の当たりにし、漁業者等の制度への期待はかつてない高まりをみせている。われわれ漁業共済団体は、このことを再認識し、浜への情報周知や早期の支払等に努め、業務に邁進しなくてはならない。

今年度から新たなスローガン「令和の備えも『ぎよさい』と『ぷらす』」を掲げて「ぎよさい普及推進全国運動」を展開し、普遍的な加入を目指すとともに、国、地方自治体、漁協系統・漁業者団体との連携を図り、「ぎよさい」と「積立ぷらす」をより一層浸透・定着させ、漁業経営の安定に貢献していくものとする。

## 第2 主な施策

### 1. 普遍的な加入と定着を図るために

令和2年4月から新スローガン「令和の備えも『ぎょさい』と『ぷらす』」を掲げ展開する「ぎょさい普及推進全国運動」は全国目標として共済金額7,392億円、漁業者積立額316億円、加入率87%（漁獲、養殖、特定養殖共済の合計共済限度価額1兆3百億円に相当）を設定し、その達成に向けて、次の取組を行う。

#### (1) 具体的な推進目標の設定と計画的な取組

- 加入計画に計上した未加入漁協及び未加入主幹漁業を中心に計画的に取り組むとともに、継続契約の確保に努める。

#### (2) 共済組合や漁協等との一体的推進活動の展開

- 共済組合が主催する推進会議や現地推進活動等に積極的に参加する。
- 諸会議等での協議や情報交換を通じて、目的達成に向けた実践的な取組を強化する。

#### (3) 系統各団体・行政庁との連携強化

- 系統各団体・行政庁に「ぎょさい」と「積立ぷらす」が果たしている経営安定機能に対する理解を深めてもらうための取組を行うとともに、直接の加入指導や円滑な事業運営に繋がる諸施策の実施を要請する。

#### (4) 広報活動の活発な展開

- パンフレットや普及資材等を作成する。
- 「ぎょさい」と「積立ぷらす」を更に周知するため、業界紙等への記事提供等を行う。
- 共済ニュース等を定期発行し、対外的な情報発信や共済団体内の情報交換に努める。
- ホームページのリニューアルを行い、PR活動に努める。
- 漁業施設共済（定置網）の掛金率の引下げをPRするパンフレットを活用し、加入推進に努める。

#### (5) 漁業共済優績者表彰の実施

- 漁業共済事業の発展に貢献してきた契約者の表彰を行う。

#### (6) 漁業収入安定対策事業及びその他の掛金補助事業の活用

- 漁業収入安定対策事業（積立ぷらす・追加掛金補助）及び「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」等を活用して漁業者の掛金負担軽減を図る。

## 2. 事業基盤の強化を図るために

### (1) 事業運営上の諸問題に関する積極的な取組

- 改正漁業法に基づく新たな資源管理のもとでの漁獲共済の補償のあり方等について論点を整理する。
- 共済組合の常勤役職員を構成員とする協議機関を新たに設置し、漁業共済団体における諸課題を幅広く協議する。

### (2) 研修活動の充実強化

- 共済組合が開催する漁協職員を対象とする研修会を年1回以上開催できるよう支援し、ぎょさい担当職員の育成に努める。
- 共済組合職員を対象とした業務部門・管理部門の研修会を開催する。

### (3) 経営基盤の強化

- 災害時等におけるぎょさい及び積立ぶらすの事業継続のため、オンラインシステムをはじめとする事業実施体制の強化を行う。
- 共済団体における在宅勤務やオンライン会議等を推進するための取組を行う。
- 合併を検討する共済組合があれば、その求めに応じ、全国合同漁業共済組合との合併について必要な取組を行う。

## 3. 制度の充実等を図るために

- 水産庁において検討が進められている「漁業収入安定対策の機能強化及び法制化」及びそれに先行してその動きが懸念される漁業収入安定対策事業の見直しについては、関係漁業団体との緊密な連携と共済組合との協議を通じて、漁業者の意見が十分反映された制度となるように努める。

## 4. その他

- 制度改正等に対応するため、オンラインシステム開発を行う。
- コープビル建て替えに伴い、事務所仮移転を行う。
- 昭和58年度以降の「漁業災害補償制度史」編纂を行う。